

「おかやま森づくり県民税」事業の 成果とこれからの使途の概要

「伐って・使って・植えて・育てる」林業のサイクル



林業のサイクルが循環すれば、森林が守られていく

令和元（2019）年11月

岡山県農林水産部林政課

はじめに

岡山県では、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、全ての県民に薄く広く負担を求め、県民一体となって森林の維持保全に取り組むことを目的として、平成16（2004）年4月に、おかやま森づくり県民税を導入し、これを財源として、各種の森林保全事業を実施してまいりました。

本税の課税期間及び事業の実施期間は5年間としており、平成20（2008）年度及び平成25（2013）年度に岡山県税制懇話会において、税制度や事業効果等を検証及び提言がなされ、県ではこの提言を踏まえ、課税期間をそれぞれ5年間延長いたしました。

さらに、昨年度には3度目の見直し時期を迎え、税制懇話会において改めて森林・林業の現状と課題やおかやま森づくり県民税事業の効果が検証されるとともに、今後における税の必要性、使途事業の方向性、税制度のあり方、国が導入する森林環境税・森林環境譲与税との関係等について検討が行われ、制度を存続すべきこと及び今後取り組むべき施策について、知事に報告されたところです。

県では、この報告書の内容を精査した上で、引き続き、「水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進」及び「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱とする森林保全施策を実施する必要があるとし、課税期間を令和6（2024）年3月まで、さらに5年間延長することといたしました。

本書は、おかやま森づくり県民税3期目となる平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの5年間で実施した森林保全事業の実績のほか、導入当初から15年間の事業実績、さらには、本県の森林・林業の現状と課題及び今後5年間の税制度のあり方や使途事業の方向性等について取りまとめたものです。

世代を超えて大切に守られてきた森林から受ける様々な恩恵が県民共有の財産として、より良い姿で、将来を担う次の世代へと引き継がれていくよう、すべての県民や事業者の方々が、本県の森林・林業を取り巻く状況やおかやま森づくり県民税に対する理解を一層深めていただくため、広くご活用いただければ幸いです。

令和元（2019）年11月

岡山県農林水産部

参与（林政課長） 池田 稔

目 次

頁

○これまでの「おかやま森づくり県民税」(平成16(2004)年度から平成30(2018)年度まで)	
第1 おかやま森づくり県民税事業の実績と主な成果	1
第2 おかやま森づくり県民税の税制度及び税収等の状況	12
○岡山県の森林・林業の現状と課題	15
○これからの「おかやま森づくり県民税」(令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで)	
第1 おかやま森づくり県民税の必要性	25
第2 使途事業の方向性	28
第3 税制度のあり方	35
第4 基金のあり方	36

【資料編】

・ 岡山県税制懇話会設置要綱	1
・ 岡山県税制懇話会委員名簿	2
・ 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例	3
・ 岡山県おかやま森づくり県民基金条例	6
・ おかやま森づくり県民税の導入・見直しについて	7
・ 森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況	9
・ 他府県の使途事業の内容	11
・ おかやま森づくり県民税事業の実績(平成26(2014)年度～平成30(2018)年度)	12

○これまでの「おかやま森づくり県民税」（平成16年度から平成30年度まで）

第1 おかやま森づくり県民税事業の実績と主な成果

森づくり県民税を財源とする施策については、岡山県税制懇話会の提言（平成15（2003）年10月）により、「水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として推進してきました。

平成25（2013）年度に開催された前回の岡山県税制懇話会では、超過課税の継続の必要性をはじめ、使途事業の方向性等について検討を重ね、それまでの事業の成果や現状に鑑み、平成26（2014）年度以降5年間についても、引き続き3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する施策を実施することが適当とされました。

また、具体的な使途事業については、新たな課題に適切に対応するとともに、引き続き、国庫補助事業との連携を図りつつ、各地域の実情を十分踏まえた上で、施策の必要性や緊急性等を十分勘案して取り組むよう提言されたところであり、この趣旨に即して森林保全事業を実施しました。

1 平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの実績

（1）水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (2,077,652千円)

ア 健全な人工林の整備（1,541,866千円）

間伐等の実施、作業道の開設・補修・ストックポイントの造成、間伐材の搬出、低コスト再造林モデル林の整備、少花粉スギ等を普及するためのモデル林の設置及び平成30年7月豪雨により被災した作業道の復旧等を支援

イ 多様な森づくりと快適な森林環境の創出（535,787千円）

松くい虫及びナラ枯れ被害林の整備、被害木伐倒等による駆除、人家裏等の危険木の除去、荒廃里山林等の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保全の取組を支援



健全な人工林へ向けての間伐実施



少花粉スギモデル林の整備



松くい虫被害木の伐倒による駆除

（2）森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進（497,081千円）

ア 力強い担い手の育成（156,821千円）

作業道開設や現場指導者の研修会の開催、安全装備・器具等の導入、市町村によ

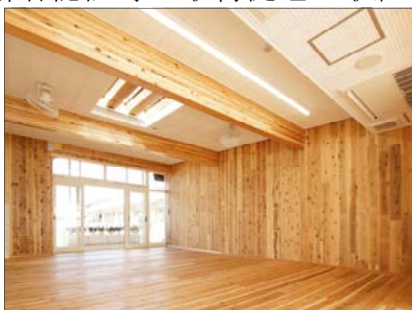
る担い手の確保に向けた取組、林業事業者の経営改善の推進等を支援

イ 木材の利用促進 (340,260千円)

公共施設等への内外装木質化、木製用具の導入、CLTの利用促進、県産材の販路拡大(輸出対策の強化)、東京2020五輪大会選手村ビレッジプラザに提供する県産材の調達・製材及び森林認証等の取得促進の取組等を支援



市町村による担い手確保への支援



CLT利用建築物への支援



木製用具の導入支援

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 (99,776千円)

ア 県民への情報提供 (24,027千円)

森林・林業のPR動画の制作・広報、小学生向けの社会科副読本の作成、ヒノキ木工クラフトコンテスト・講演会等の開催、県民税事業実施者からの情報発信及び高校生への森林・林業教室等を実施

イ 県民参加による森づくり活動の推進 (75,749千円)

森づくりサポートセンターの活動(植樹、保育のつどい等の開催)、企業等による森づくり活動、都市と山村の交流活動の支援、みどりの大会等を実施



木工クラフトコンテストの開催



林サポートセンターによる研修会の開催



企業等による森づくり活動

県民税事業充当額 合計 2,674,509千円

2 導入時(平成16(2004)年度)から平成30(2018)年度までの実績

(1) 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (5,696,118千円)

ア 健全な人工林の整備 (4,640,936千円)

間伐等の実施、作業道の開設・補修、間伐材の搬出、少花粉スギ等を普及するた

めのモデル林の設置、平成16年台風第23号による風倒木被害地の復旧及び平成30年7月豪雨により被災した作業道の復旧等を支援

イ 多様な森づくりと快適な森林環境の創出 (1,055,183千円)

松くい虫及びナラ枯れ被害林の整備、被害木伐倒等による駆除、人家裏等の危険木の除去、主要なダム上流の人工林の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保全の取組を支援

(2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 (1,652,906千円)

ア 力強い担い手の育成 (554,764千円)

作業道開設や現場指導者の研修会の開催、安全装備・器具等の導入、市町村による担い手の確保に向けた取組等を支援

イ 木材の利用促進 (1,098,142千円)

公共施設等への内外装木質化、木製用具の導入、CLTの利用促進、県産材の販路拡大(輸出対策の強化)、東京2020五輪大会選手村ビレッジプラザに提供する県産材の調達・製材及び森林認証等の取得促進の取組等を支援

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 (359,452千円)

ア 県民への情報提供 (91,238千円)

森林・林業のPR動画の制作・広報、小学生向けの社会科副読本の作成、森づくり県民税を活用した取組の情報発信及び高校生への森林・林業教室等を実施

イ 県民参加による森づくり活動の推進 (268,214千円)

森づくりサポートセンターの活動(植樹、保育のつどい等の開催)、企業等による森づくり活動、みどりの大会等を実施

県民税事業充当額 合計 7,708,478千円

施策の展開方向	1期目 (H16~20)	2期目 (H21~25)	3期目 (H26~30)	計
I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり	1,548,840	2,069,626	2,077,652	5,696,118
1 健全な人工林の整備	1,465,137	1,633,933	1,541,866	4,640,936
2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出	83,703	435,693	535,787	1,055,183
II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進	537,898	617,927	497,081	1,652,906
1 力強い担い手の育成	186,740	211,203	156,821	554,764
2 木材の利用促進	351,158	406,724	340,260	1,098,142
III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進	153,267	106,409	99,776	359,452
1 県民への情報提供	41,042	26,169	24,027	91,238
2 県民参加による森づくり活動の推進	112,225	80,240	75,749	268,214
合計	2,240,006	2,793,962	2,674,509	7,708,478

(注) 四捨五入のため、計が合わない場合がある。

3 事業毎の実績と主な成果

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

1 健全な人工林の整備

(1) 継続的な間伐等の促進

取組のポイント

- 間伐は、森林の公益的機能を将来にわたって持続的に発揮するために欠くことのできない作業
- これまでの対策では、16～45年生の間伐対象森林を解消
- 間伐が進みにくい施業集約化困難地等において継続的な支援が必要

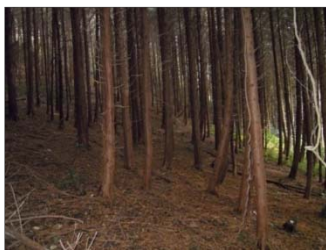
主な取組実績

- ・著しく間伐が遅れている奥地林・放置林の解消や施業集約化困難地への支援
- ・国庫補助事業と連携して間伐事業を加速化

H16～H30年度の間伐実施状況

年度	H16～H20	H21～H25	H26～H30	計
間伐計画面積	36,550 ha	29,400 ha	26,200 ha	92,150 ha
間伐実施面積 (A)	33,514 ha	33,876 ha	23,681 ha	91,071 ha
うち県民税 活用事業(B)	5,501 ha	14,498 ha	8,923 ha	28,922 ha (年平均1,928ha)
割合%(B/A)	16.4 %	42.8 %	37.7 %	31.8 %

主な整備事例



放置された過密な森林



伐採



伐採後、林内に光が入った森林



林床に下草が生え、機能が高まりつつある森林

- 【成果】 ○ 施業集約化等が困難なために間伐が遅れた森林を解消
○ 国庫補助と連携した間伐による公益的機能の早期回復

年間約2,000haの間伐を実施

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

1 健全な人工林の整備

(2) 再造林による持続的な林業経営の実現

取組のポイント

- 人工林資源は次第に充実してきているものの、25年生以下の若齢林は極端に少なく、いびつな齡級構成 → 「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環
- 再造林による人工林の若返り化を図り、均等な齡級構成へと誘導
あわせて、花粉の大量発生に対処するため、少花粉スギ苗木等を使用した再造林を推進

取組実績

- 低コスト再造林モデル林の整備
 - ・再造林の低コスト化を図るため、伐採から植栽までを一貫して行うモデル林を設置
 - ・作業システム構築のためのデータを収集

低コスト再造林モデル林の設置 6箇所 13.08ha



- 少花粉スギ苗木等を使用した再造林の推進

・少花粉スギモデル林設置状況（または植栽・下刈りの実績）

単位：ha、本

設置年度	H22	H23	H24	H25	H26	H26	H27	H28	H29	H30	計
設置場所	美咲町	奈義町	新庄村	津山市	新見市	真庭市	西粟倉村	鏡野町	美作市	新見市	10箇所
面積	0.20	0.10	0.10	0.16	0.20	0.20	0.20	0.10	0.10	0.20	1.56
植栽本数	600	330	300	480	500	500	300	150	300	600	4,060

- ・少花粉スギ専用採種園の整備

既存採種園の改良：1.70ha
新規採種園の造成：0.30ha



苗木生産



採種園整備（種子採取）

- 【成果】**
- 低コスト再造林モデルの設定（6箇所）、林業関係者等への普及
 - 少花粉苗木供給体制の構築、少花粉スギモデル林の設置（10箇所）による普及促進

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
 2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出
 (1) 放置された里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保
 (2) 地域における課題に対応した多様な森づくり

取組のポイント

- 放置された里山林等では多くの課題
 - ・松くい虫被害林の健全化
 - ・ナラ枯れ被害の拡大防止
 - ・土砂災害の発生防止
 - ・野生鳥獣被害の防止
- 松くい虫・ナラ枯れ被害林を病害虫に強く健全な天然林へ誘導
- 薄暗く荒廃した里山林等の整備、有害野生鳥獣生息域での緩衝帯の整備等を実施
 集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等の調査を実施
- 市町村等からの提案による、地域の課題等に対応した取組を支援

主な取組実績

○ 松くい虫被害林の再生 (H21～30)

- ・松くい虫被害林の整備 1,026 ha
- ・松くい虫被害発生源の除去 10,043 m³
- ・人家裏等の危険な被害木の除去 19,899 m³



○ ナラ枯れ被害林の再生 (H22～30)

- ・搬出助成 10,251 m³
- ・樹幹注入 644本
- ・被害跡地更新 925 m³



主な取組実績

○ 荒廃里山林や緩衝帯等の整備（H24～30）

- ・荒廃里山林等の整備 86ha



里山林等の再生
(伐りすかし、柵工等)



整備前



整備後

有害野生鳥獣の生息域拡大防止のため、人家等の周辺森林での緩衝帯を整備

○ 集落周辺の荒廃森林調査（H26～30）

- ・集落等の周辺森林の荒廃状況調査
- ・森林災害等の未然防止パトロール
- ・松くい虫、ナラ枯れ、野生鳥獣による被害森林の調査
- ・山火事防止の啓発活動、山火事跡地の植生回復状況の調査等



荒廃森林調査



危険な松枯れ調査

○ 市町村提案型森づくり事業（H21～30）

- ・松くい虫被害木の除去
2,298m³
- ・松くい虫被害の予防
(樹幹注入等) 19,540本
- ・間伐用林業機械等の導入
28台
- ・市民参加による森づくり活動
280団体等



市民参加による里山林の整備



松くい虫被害の予防
(薬剤の樹幹注入)

- 【成果】**
- 松くい虫被害地を自然力を活かして広葉樹林等へ再生、被害を低減
 - ナラ枯れ被害地での早期対策により、周辺地域への急激な拡大を抑制
 - 放置された里山林等の整備により、安全で快適な森林環境を確保
 - 市町村からの提案による森づくりを支援し、地域の課題の解決等に貢献

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

1 力強い担い手の育成

(1) 優れた担い手の育成・強化

(2) 地域林業の中核を担う林業事業体への支援

取組のポイント

- 生産性の高い魅力ある林業を実現し、森林の整備を一層推進するために、引き続き、若者の林業への参入を支援
- 現場作業の指導・管理等の専門的な技術研修を拡充することで、優れた担い手を育成・強化
- 意欲と実行力を有する林業事業体の取組を重点的に支援

主な取組実績

- ・ 優れた知識と技能を有する現場技術者の育成 164人 (H22～H30)
(林業作業士、現場指導者、作業道オペレーター)
- ・ 安全作業装備・器具等の導入支援
延べ191事業体 3,539人 (H22～H30)
- ・ 市町村による担い手の確保の推進 8市町村 (H28～H30)
(津山市、新見市、真庭市、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村、美咲町)
- ・ 新規就業者の職場内研修への支援 235人 (H16～H30)
- ・ 高校生等への林業インターンシップの実施 192人 (H26～H30)



防護衣等の安全装備

主な取組事例



現場指導者の育成研修



作業道のオペレーター研修

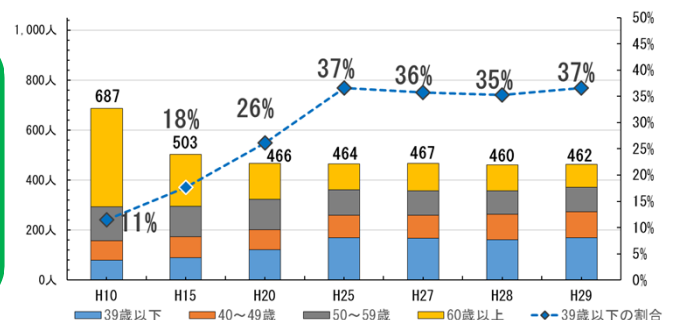


林業就業ガイダンスに市町村も参加



林業作業体験プログラムの開催

県内林業事業体の就業者の推移



【成果】

- 林業の若い担い手割合が増加
(39歳以下割合 H15 18%→H29 37%)
- 作業内容に応じた高い技術と知識を有する担い手を育成

II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

2 木材利用の促進

- (1) 公共施設等への木材利用の促進
- (2) 県産材の需要拡大

取組のポイント

- 森林資源が充実しつつある中、林業経営の持続を通じた森林の適正な整備を促進するためには、県産材の需要拡大が重要
- 公共施設等への県産材利用を更に促進
- ヒノキの優れた材質や県内の木材加工技術を活かし、県産材の国内外への販路拡大を促進

主な取組実績

- 公共建築物等の木造化・木質化、木製品の導入
896箇所 2,452㎡ (H16～H30)

【内訳】

公共施設、文教施設（学校、保育園等）	765箇所
社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）	33箇所
集会コミュニティ施設（集会所、公民館等）	17箇所
観光レクリエーション施設（公園等）	44箇所
その他（商店街等）	37箇所



公共建築物等の木質化
(社会福祉施設)

- CLTの導入促進 17箇所 442㎡ (H29～H30)

【内訳】

学校1箇所、こども園等2箇所、ホテル1箇所、社員寮2箇所、
図書館1箇所、その他施設 10箇所



CLTの導入促進（事務所）

- 販路拡大への取組 (H24～H30)
都市部や海外での展示・商談会への出展、
販売拠点づくりや市場調査等を実施



アンテナショップの開設（韓国）

- 東京2020五輪大会選手村ビレッジプラザ
への県産材活用 (H30)

県と市町が広域連携して木材輸出を支援



CLTを利用した
公共建築物



木製用具の導入



韓国展示会への出展



エンドユーザー等へのPR

【成果】

- 多くの県民が利用する公共施設等において県産材利用を支援（896施設へ支援）
- 公共建築物等におけるCLTの新たな利用を普及促進（新規導入 442㎡）
- 海外を含めた県産ヒノキ製材品の新たな販路を開拓（県内から韓国への木材輸出货量
H26：1,785㎡→H30：3,567㎡）

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

1 県民への情報提供

取組のポイント

- 森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開
- 広報・情報発信手段の多様化と充実
- 県民税事業実施者が行う現場からの情報発信

主な取組実績



森林・林業就業PR動画の制作・広報



小学校社会科副読本の配付
99,000部



ヒノキPR動画の制作・広報



イベント等での広報 随時



木工クラフトコンテストの開催



林業体感ツアーの開催



講演会の開催

【成果】

- 小学校副読本の配付や森林等のPR動画配信など、親しみやすい周知活動を展開
- 県民税事業実施者からの情報発信により、県民の森林・林業に関する理解を促進

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

2 県民参加による森づくり活動の推進

- (1) 県民参加による森づくり活動の一層の推進
- (2) 森林・自然を活用した体験学習を促進

取組のポイント

- 自主的なボランティア活動の発展のため、「おかやま森づくりサポートセンター」を拠点とした活動や、企業等との協働の森づくり活動を促進
- 森林・自然を活用した体験学習や山村交流活動を促進

主な取組実績

○ 県民参加による森づくり活動



森づくり活動への参加 1,005回 (延べ49,604人)



二酸化炭素森林吸収評価の認証



おかやま森づくりサポートセンターの活動支援



企業の森づくり活動への支援
22企業・団体

○ 森林・自然を活用した体験学習



みどりの大会の開催14回 (延べ7,000人)



都市と山村との交流促進 25団体



【成果】

- 自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等が増加 (9社→22社) 企業等による森づくり
- みどりの大会の開催や山村交流活動により、森林の重要性についての理解を促進

第2 おかやま森づくり県民税の税制度及び税収等の状況

今回の見直しに当たり、おかやま森づくり県民税（以下「森づくり県民税」という。）の税制度導入時からこれまでの見直しの経緯、導入後の税収等の推移、全国の状況などを整理しました。

1 税制度

(1) 課税方式

県民税均等割超過課税（普通税）

ア 導入時の提言

①水道・井戸水定額課税方式（法定外目的税）、②県民税均等割超過課税方式（普通税）、③県民税同時課税方式（法定外目的税）の3つの課税方式を検討し、薄く広く県民に負担を求めるという点で公平であること、徴税コストや低所得者への配慮という点において優れていること、既存の制度を活用することにより賦課徴収にあたる市町村の事務負担を最小限に抑制できることから、②県民税均等割超過課税方式（普通税）が最も妥当であると提言されました。

イ 平成20（2008）年度及び平成25（2013）年度の見直し

徴税コストや低所得者への配慮という点において優れており、納付、納入等の手続きが適切に行われ、県民、事業者に定着していることから、課税方式を変更する必要はないと提言されました。

ウ 全国の状況

平成31（2019）年3月末時点では、37府県で森林の保全を目的とする独自制度が導入されており、このうち33県で本県と同様の課税方式（個人は定額の、法人は均等割額に対する割合の県民税の超過課税）が採用されています。

（参照：資料編 森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況）

(2) 税率

個人：500円／年

（現行の個人県民税均等割額1,500円／年＋森づくり県民税額500円／年）

法人：均等割額の5%相当額

【法人の資本金別の税率】

資本金の金額の区分	現行の均等割額(年額)	森づくり県民税の税率(年額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

ア 導入時の提言

全体の税收規模、当初案の負担水準、アンケート結果、法人の社会的役割、現行の県民税均等割の仕組み、森林の状況等を考慮して検討した結果、個人については超過額を定額の500円、法人については超過税率を均等割額の5%が適当であると提言されました。

イ 平成20（2008）年度及び平成25（2013）年度の見直し

事業に必要な費用を賄うためには税率を維持する必要があると、全国でも標準的なものといえることから変更する必要はないと提言されました。

ウ 全国状況

平成31（2019）年3月31日現在、森林の保全を目的とする独自税制を導入している37府県のうち、個人の税率を500円としている県が20、法人の税率を均等割額の5%としている県が19と、半数以上を占めています。

（3）課税期間

5年間

ア 導入時の提言

課税期間を5年間とし、政策税制としての導入効果を検証して、制度の見直しを行うことが必要であると提言されました。

イ 平成20（2008）年度及び平成25（2013）年度の見直し

主要な施策である間伐事業が「地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画（平成20（2008）年度から平成24（2012）年度）」、「おokayamaの森づくり間伐推進5カ年計画（平成25（2013）年度から平成29（2017）年度）」を基に実施されるものであることを踏まえ、課税期間の目安としては5年間とすることが適当であり、これを変更する必要はないと提言されました。

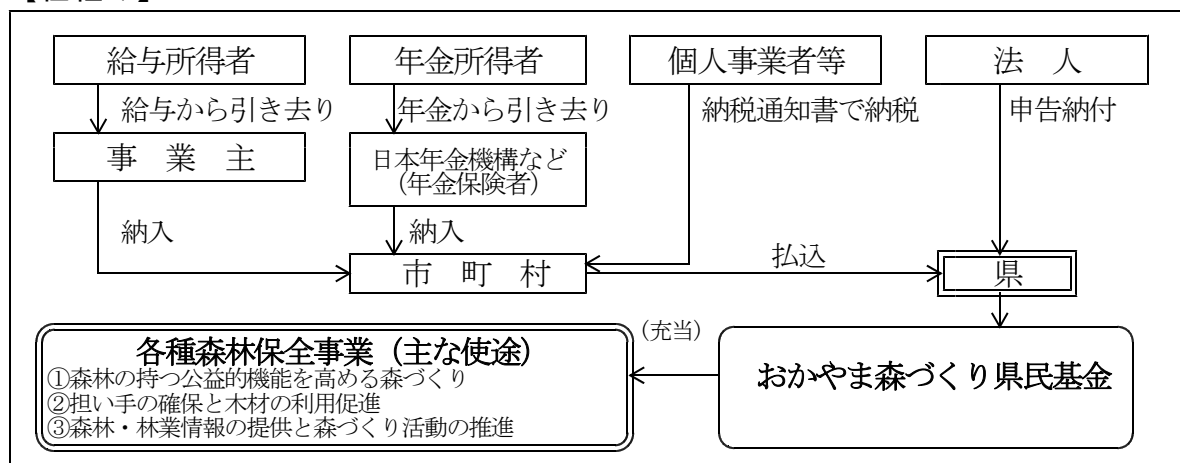
ウ 全国状況

森林の保全を目的とする独自税制を導入している37府県のほとんどが、概ね5年ごとに税制度の見直しを行っています。

（4）納税義務者

- ・ 県内に住所等を有する個人
- ・ 県内に事務所・事業所等を有する法人

【仕組み】



2 税収の推移

税収は、個人・法人を合計して概ね5億5千万円程度で推移しています。

(単位：千円)

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
税収	個人	450,427	439,892	443,103	447,720	449,183	454,735	451,686	457,321	461,686	464,426
	法人	111,795	113,722	113,745	116,016	115,777	114,016	114,570	118,230	117,988	117,797
	計	562,222	553,614	556,848	563,736	564,960	568,751	566,256	575,551	579,674	582,223

3 基金積立額等の推移

税収は「おかやま森づくり県民基金」に積み立てた上で、森林保全事業に充当しています。

(単位：千円)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
基金積立額	561,285	585,222	560,170	556,752	559,891	573,858	566,884	578,651	583,261	581,449
事業充当額	520,793	490,834	552,310	608,450	653,578	536,959	566,405	539,415	519,337	592,395
基金残高	187,380	282,224	290,670	239,562	146,287	183,491	184,261	223,575	287,546	276,649

○岡山県の森林・林業の現状と課題

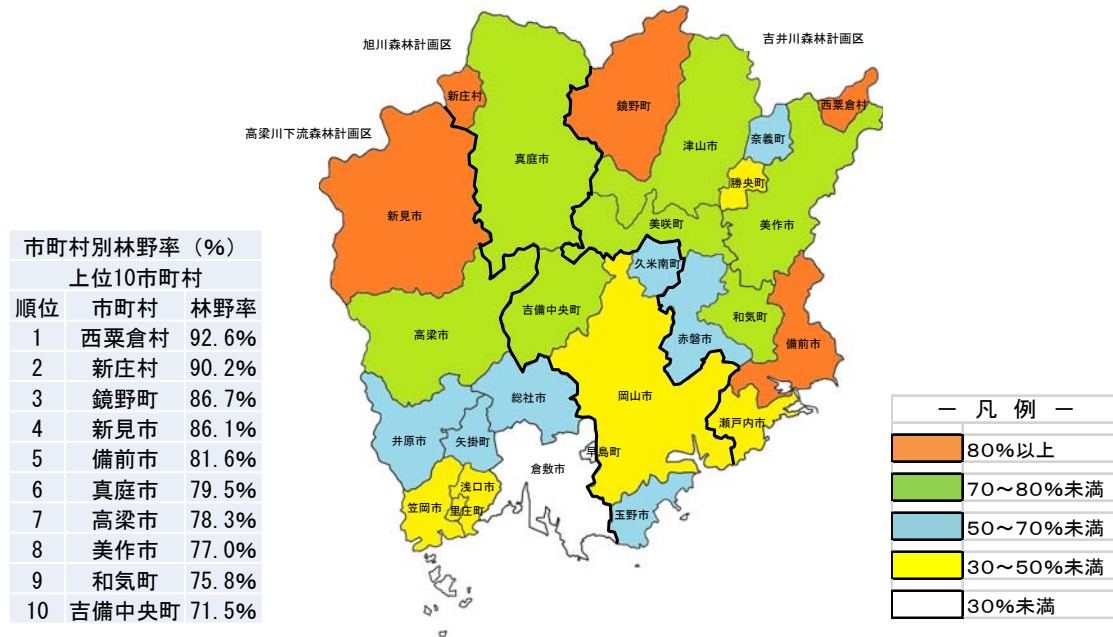
おかやま森づくり県民税事業の成果等を踏まえ、岡山県の森林・林業の現状と課題を整理した。

1 森林資源

岡山県の森林面積は約486千haと、県土のおよそ68%を占めており、水源の涵養、^{かん} 県土の保全などの公益的機能の発揮を通じて、県民生活に大きく貢献している。

(1) 市町村別林野率

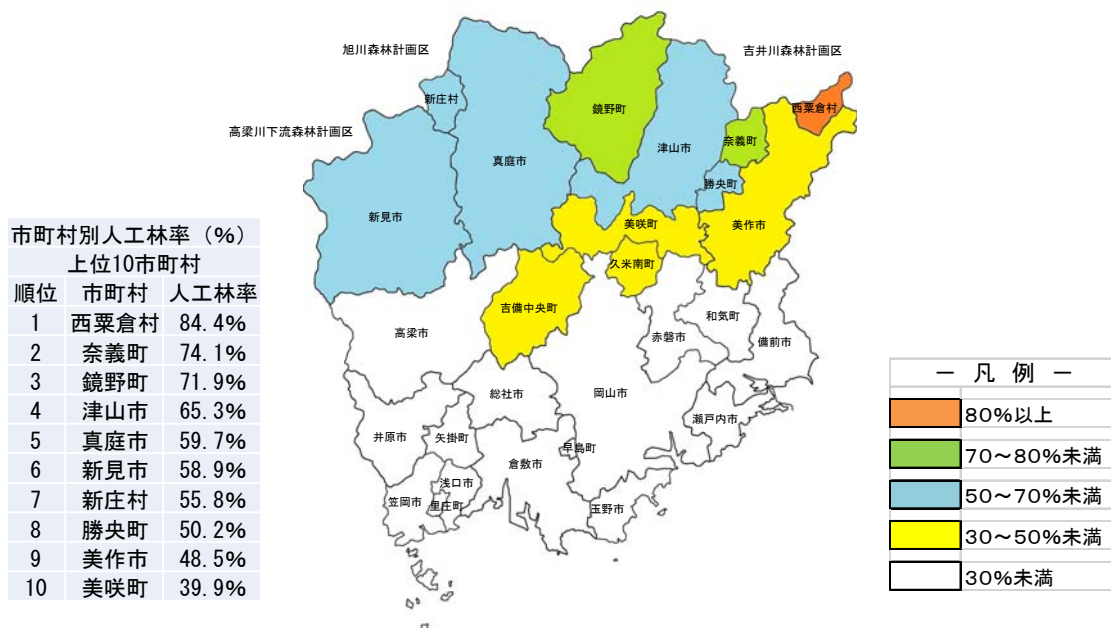
林野率70%以上の市町村は県北部に多く、その中でも西粟倉村と新庄村は林野率が90%以上となっている。



(注) 平成30 (2018) 年3月31日現在 (林政課資料)

(2) 市町村別人工林率

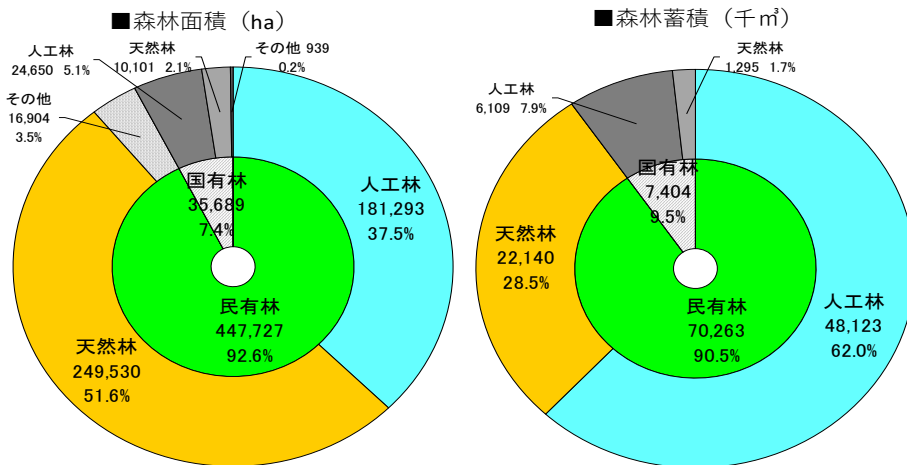
人工林率の高い市町村は、年降水量が1,400mmを超える県北部地域に集中している。



(注) 平成30 (2018) 年3月31日現在 (林政課資料)

(3) 国有林・民有林別森林面積

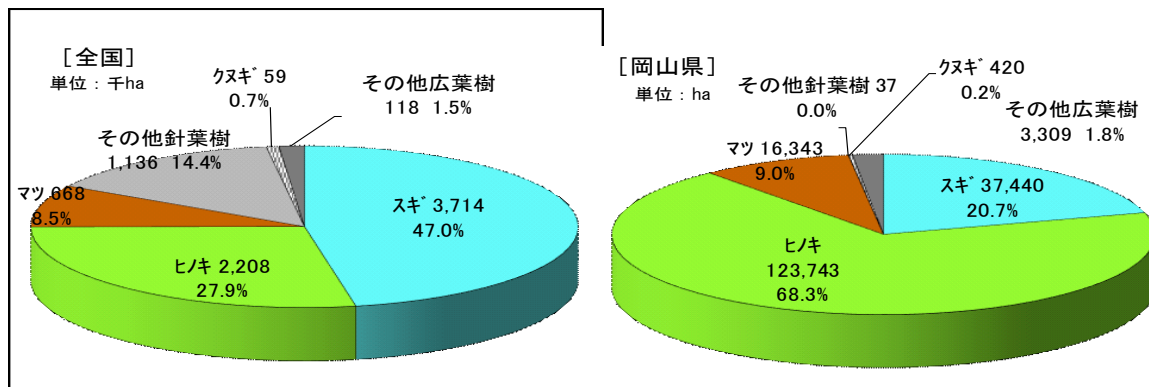
県内の森林面積の約43%がスギ・ヒノキなどの人工林で、約54%が広葉樹やマツなどの天然林となっている。



(注) 平成30 (2018) 年3月31日現在 (林政課資料)

(4) 民有林における人工林の樹種別面積

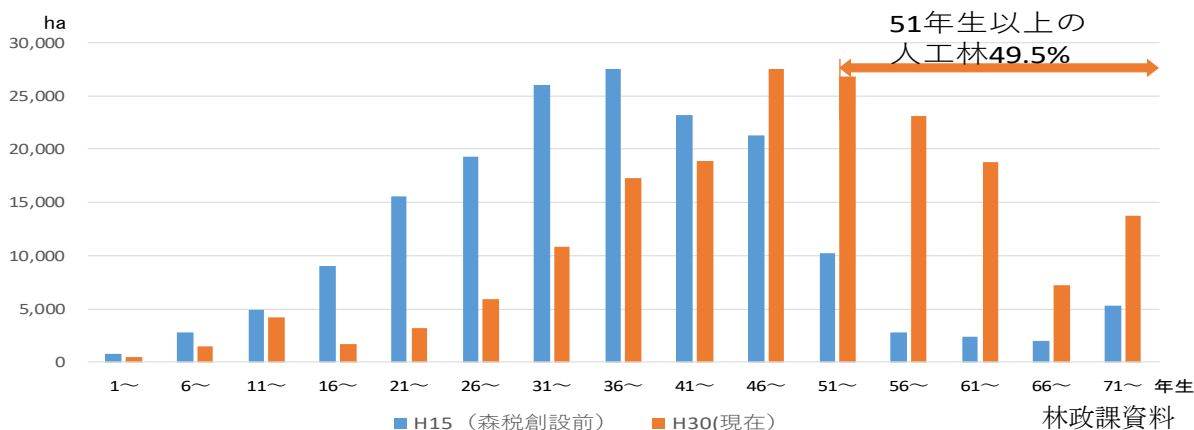
樹種別にみると、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキが68%、スギが21%となっており、全国と比べヒノキの割合が高い。



(注) 全国：平成29 (2017) 年3月31日現在 岡山県：平成30 (2018) 年3月31日現在 (林野庁及び林政課資料)

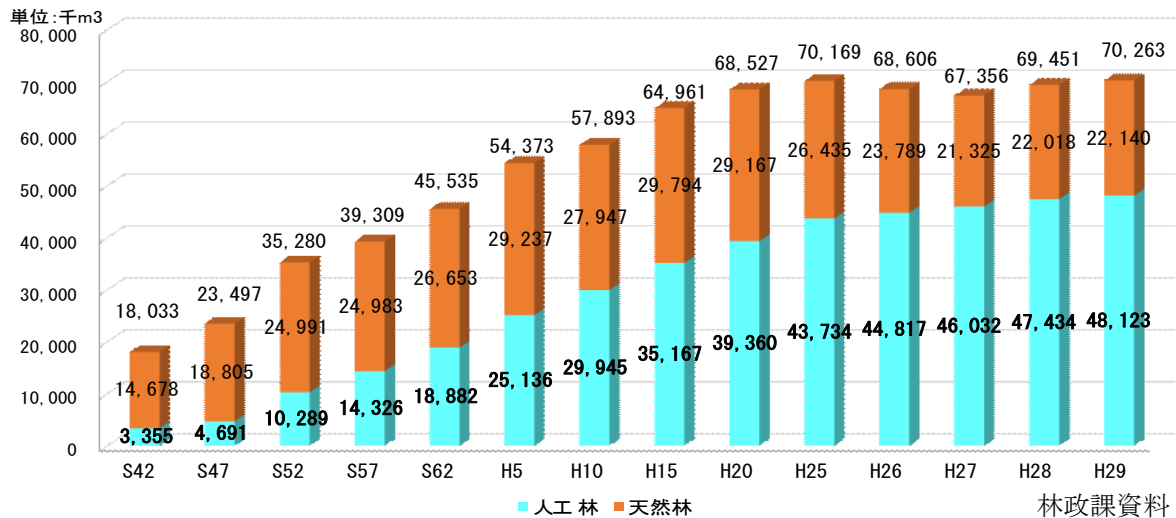
(5) 人工林の林齢別面積構成 (民有林)

人工林の約49.5%が51年生以上となり、皆伐等の主伐期を迎えようとしている一方で、25年生未満の若い人工林の面積が減少しており、林齢の平準化が必要である。



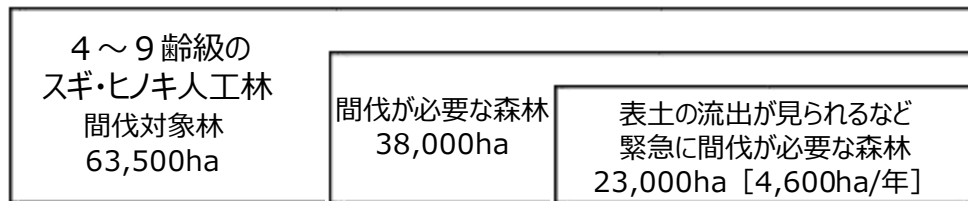
(6) 民有林における蓄積の推移

人工林の蓄積は昭和42（1967）年当時と比較して約14倍に増加しており、資源は充実しつつある。



(7) 間伐対象林の調査結果

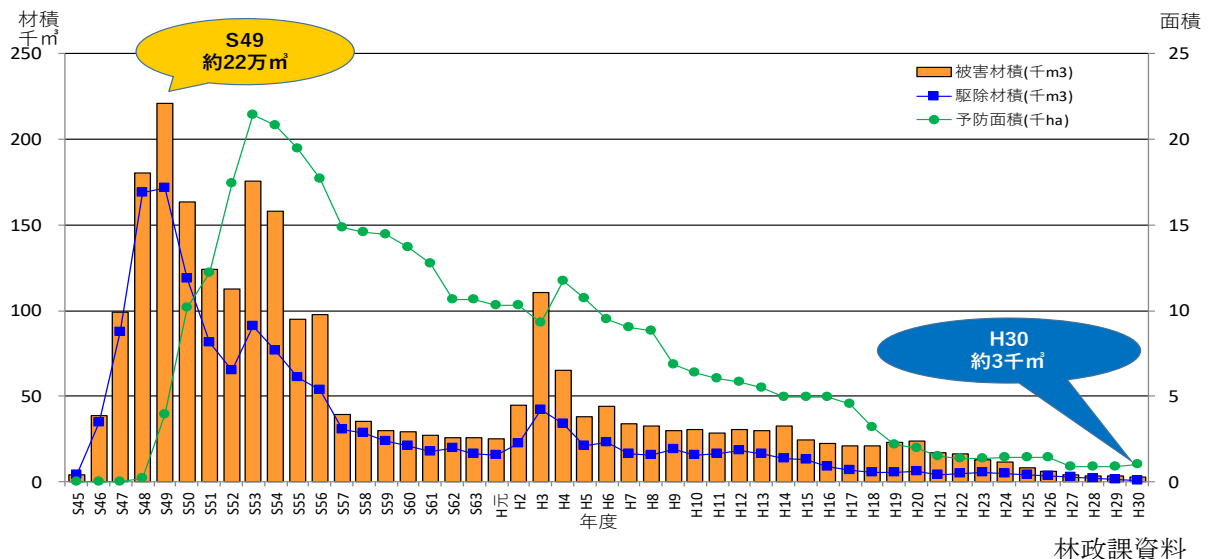
間伐の対象となるスギ・ヒノキ人工林において、樹高、胸高直径、生育本数（混み具合）及び表土の流出状況等を調査した結果、間伐が必要な森林は約38,000haあり、そのうち表土の流出が見られるなど緊急に間伐が必要な森林は約23,000haあった。



資料：平成29(2017)年度間伐推進計画調査分析結果による（岡山県）

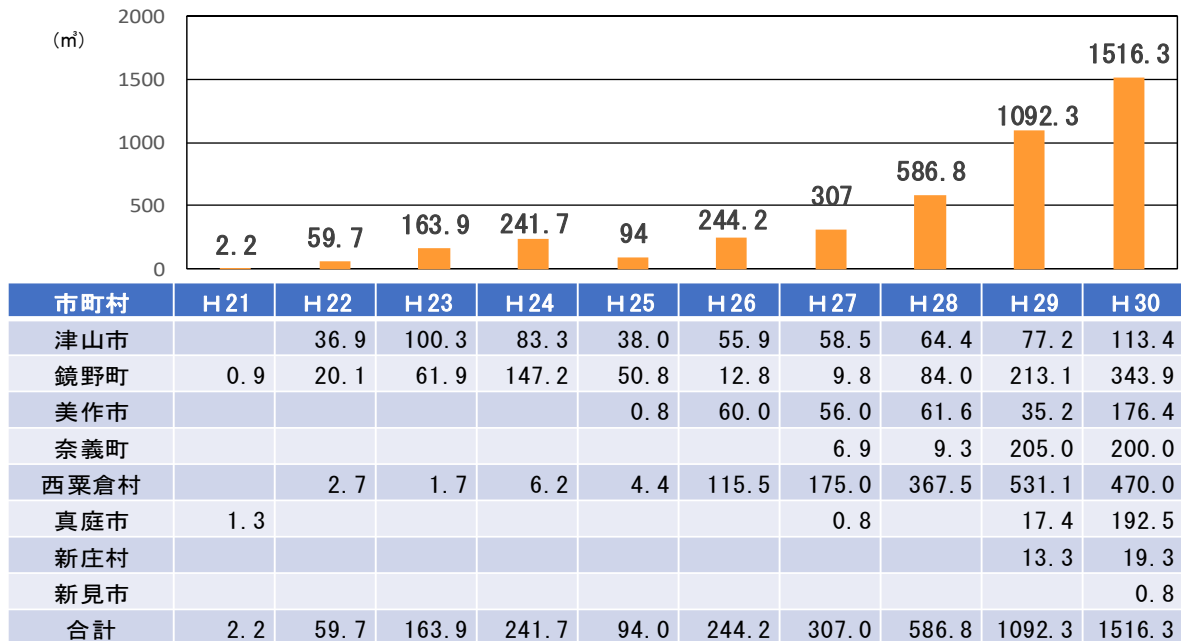
(8) 松くい虫被害状況の推移

本県の松くい虫被害量は、昭和49（1974）年度に約22万m³と過去最高であった。その後、空中散布や伐倒駆除などの各種防除対策を実施した結果、平成30（2018）年度の被害量は約3,000m³まで減少したものの、依然として県内広範囲にわたって被害が発生している。



(9) ナラ枯れ被害状況の推移

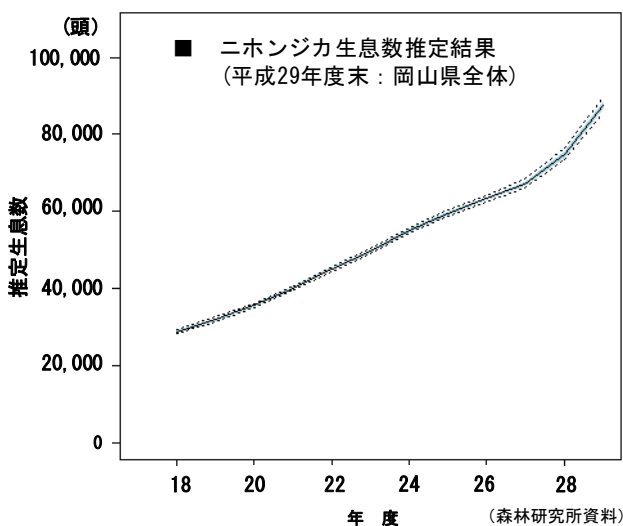
本県のナラ枯れ被害は平成21（2009）年度に初めて発生して以降、増減を繰り返していたが、近年は増加傾向にある。特に県北東部の鳥取県境付近に被害が集中しており、今後、新たに被害発生地域が拡大する懸念がある。



林政課資料

(10) ニホンジカ生息数の推移等

ニホンジカの生息数は年々増加傾向にあり、平成29（2017）年度末時点で87,470頭程度と推定されている。近年は、県東部の市町村に加え、津山市、鏡野町及び真庭市においても生息密度が高くなっており、植栽した苗木の食害が増加し、森林所有者の再生林の意欲を失わせる一因となっている。



推定生息数

87,470頭(中央値)

95%信用区間

85,440～89,490頭

推定増加数

12,640頭(中央値)

95%信用区間

12,100～13,140頭

推定自然増加率

1.231

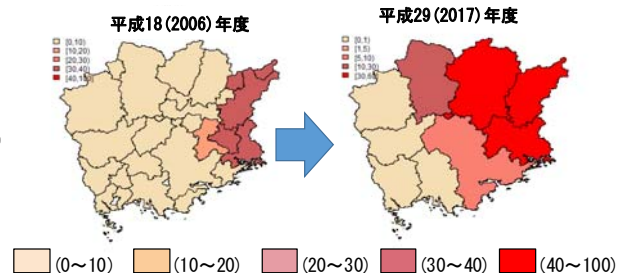
95%信用区間

1.178～1.280

※自然増加率は、H26年度推定した増加率を使用

■ 生息密度の推移

(推定中央値：頭/森林面積km²)



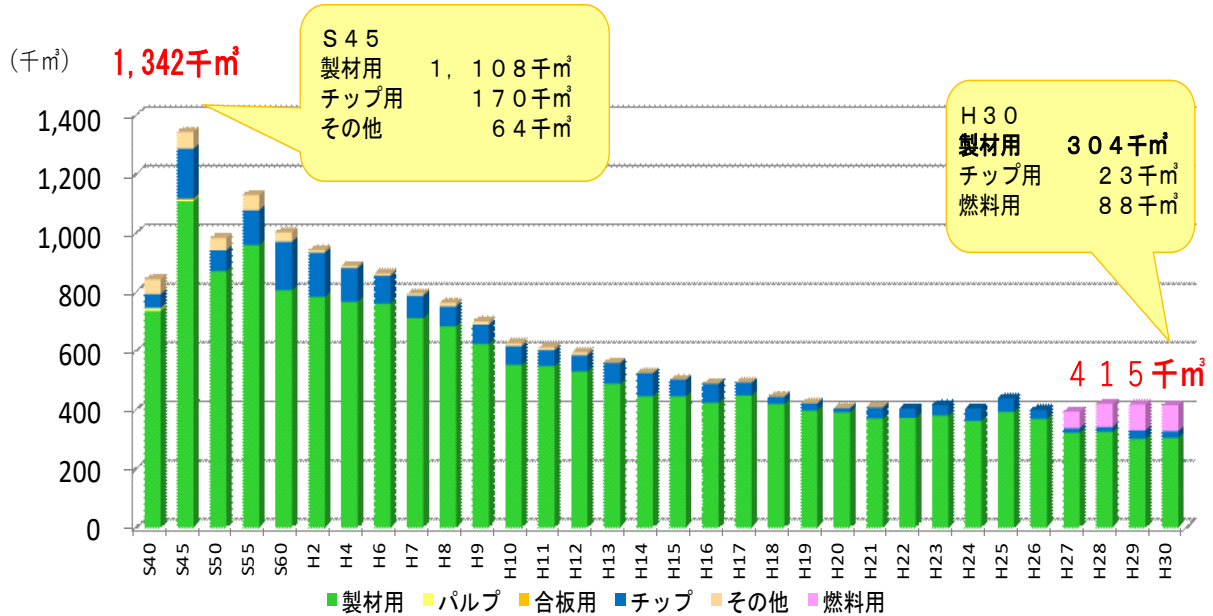
■ ニホンジカによる農林業被害額

平成30年(2018) 35,292千円

うち林業被害額 17,429千円(49%)

2 木材（丸太）需要量の推移

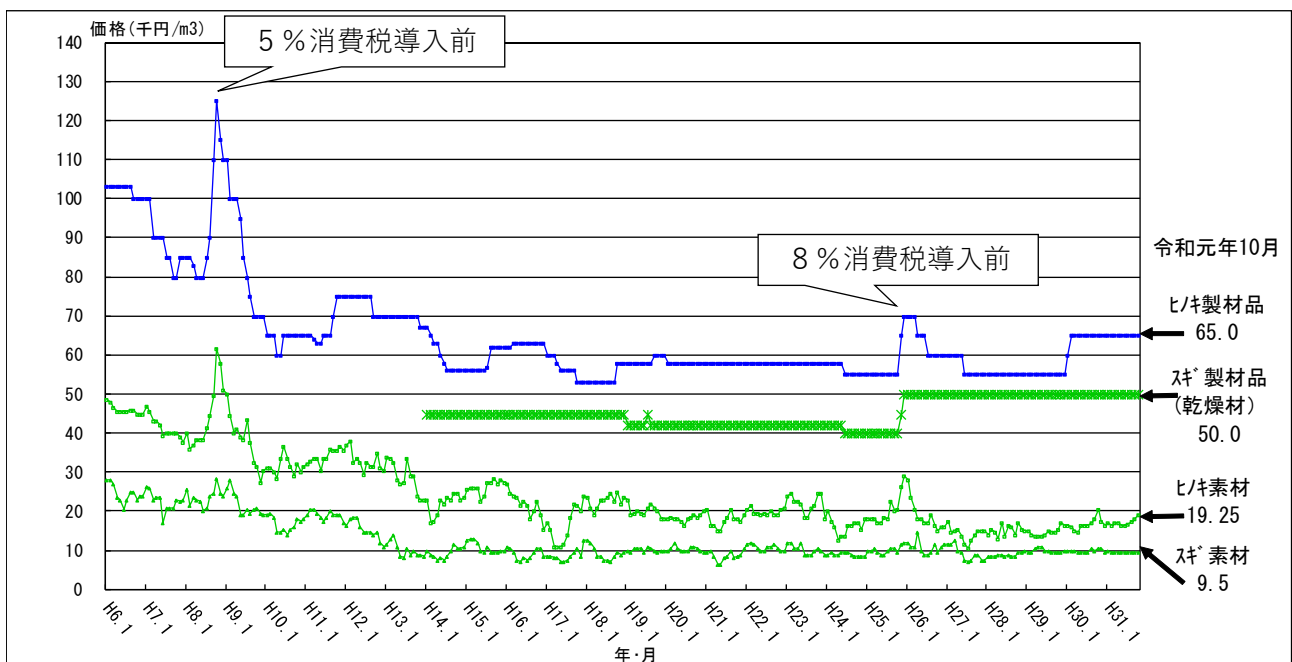
本県の木材需要量は昭和45（1970）年をピークに年々減少傾向にあるが、平成18（2006）年頃から40万³m程度で横這いに推移している。需要量全体の約8割が製材用であり、本県は全国的にも有数の国産材加工県である。



資料：農林水産省「木材統計」

3 木材価格の推移

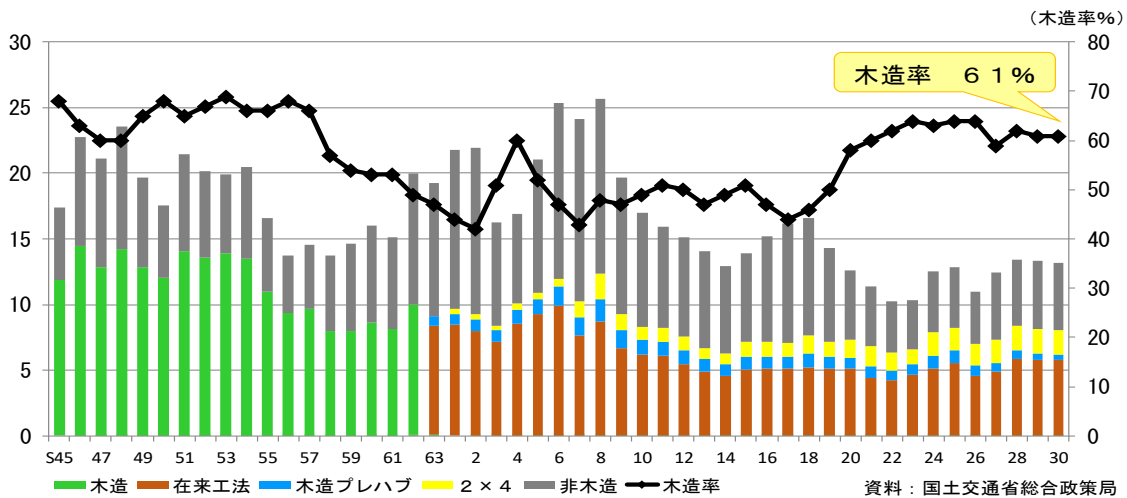
素材（丸太）価格及び製材品価格ともに、消費税の増税前には一時的に駆け込み需要により上昇したものの、長期的には低落傾向にある。



資料：(一社)岡山県木材組合連合会(県内2市場)

4 住宅着工戸数の推移（岡山県）

木造住宅は昭和48（1973）年の約14,000戸をピークに年々減少しており、平成30（2018）年においては約8,000戸程度まで落ち込んでいる。一方、木造率は近年6割程度まで上昇している。



5 県内の木材輸出の動向

県では、県内の木材関係団体や市町と連携し、中国・韓国等への販路開拓に取り組んでおり、平成30（2018）年における県内の木材輸出額は約371百万円、前年比では約1.2倍となっている。

（単位：m³、百万円）

国名	平成27年次		平成28年次		平成29年次		平成30年次		前年比	
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額
韓国	2,174	83	2,945	128	2,497	158	3,567	261	143%	165%
中国	591	18	992	41	1,957	130	1,572	77	80%	59%
その他	323	9	20	1	334	14	143	33		
合計	(9社) 3,088	111	(8社) 3,957	169	(13社) 4,788	302	(13社) 5,282	371	110%	123%

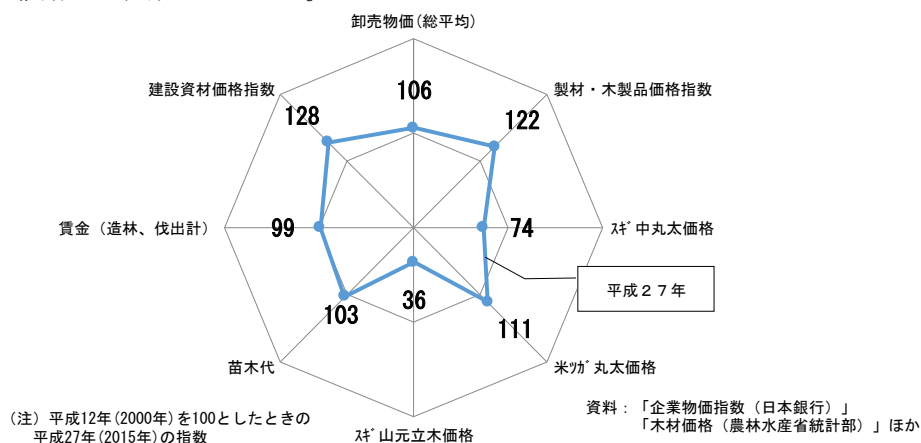
・その他：台湾、ベトナム、フィリピン
 ・（ ）：輸出企業数で延べ数
 ・四捨五入により計が合わない場合がある。

林政課資料

6 林業経営

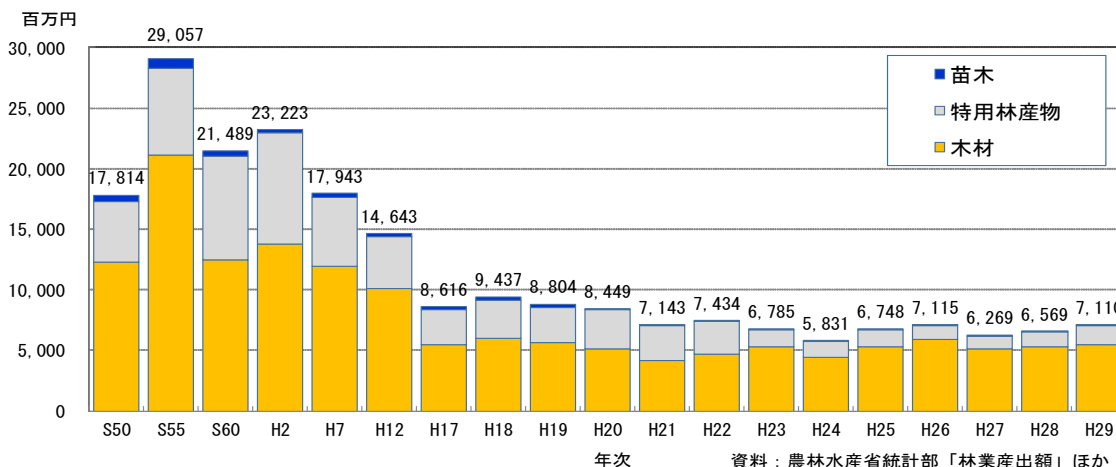
(1) 林業生産を取り巻く諸因子の変化（H12(2000)とH27(2015)との比較）

賃金や苗木代は平成12年と比べてほとんど変わらないのに対し、スギの山元立木価格と丸太価格は下落している。



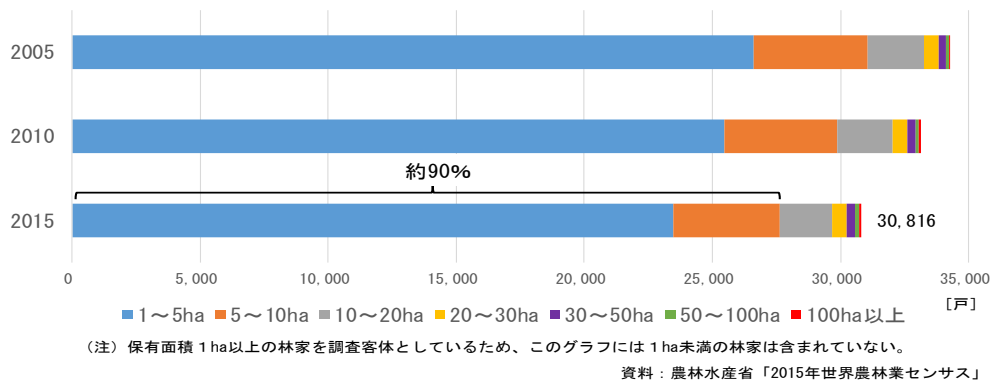
(2) 林業粗生産額の推移

本県の林業粗生産額は昭和55（1980）年をピークに減少が続いている。平成29（2017）年の内訳は、木材が約55億円（約77%）、特用林産物が約15億円（約21%）、苗木が約1億円（約1%）となっている。



(3) 保有山林面積規模別林家数

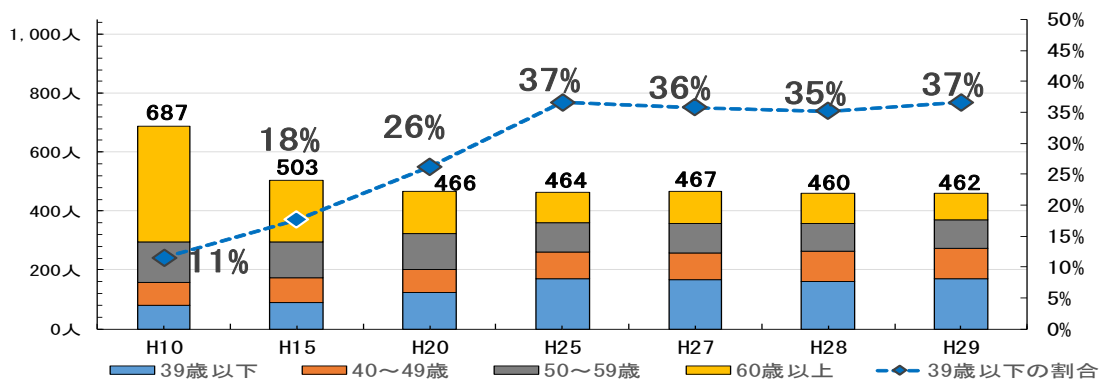
本県では零細な林家が多く、保有面積が1～10haの林家は全体の約9割を占める。



7 林業労働力

(1) 県内林業事業体の就業者の推移

39歳以下の若い林業就業者の割合は、森づくり県民税創設前と比較して高くなっており、ここ数年は35%程度で推移している。毎年度20～30人程度の新規就業者が確保されているが、不安定な雇用条件などが原因で定着が進まず、林業就業者数は全体で460名程度と横這い傾向で、担い手不足の状況にある。



林政課資料

(2) 産業別労働災害の状況（千人率）[全国]

災害の発生頻度を千人率で見ると、林業は全産業と比べて約10倍と非常に高い状況にある。林業労働災害の約6割が、伐倒・造材の作業時に発生しており、担い手の確保・育成のためには、労働災害の低減が急務である。

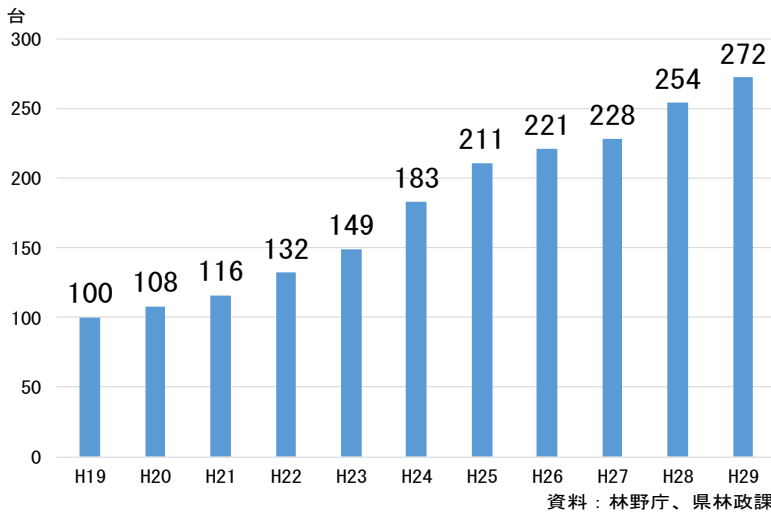
年度	H15	H30
林業	29.7	22.4
木材産業	10.2	10.9
全産業	2.6	2.3

(注) 千人率とは、労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数を示すもの

資料：厚生労働省「労働災害統計」

(3) 高性能林業機械の導入状況

林業の生産性向上と労働強度の軽減を図るため、近年では高性能林業機械の導入が進んでいる。



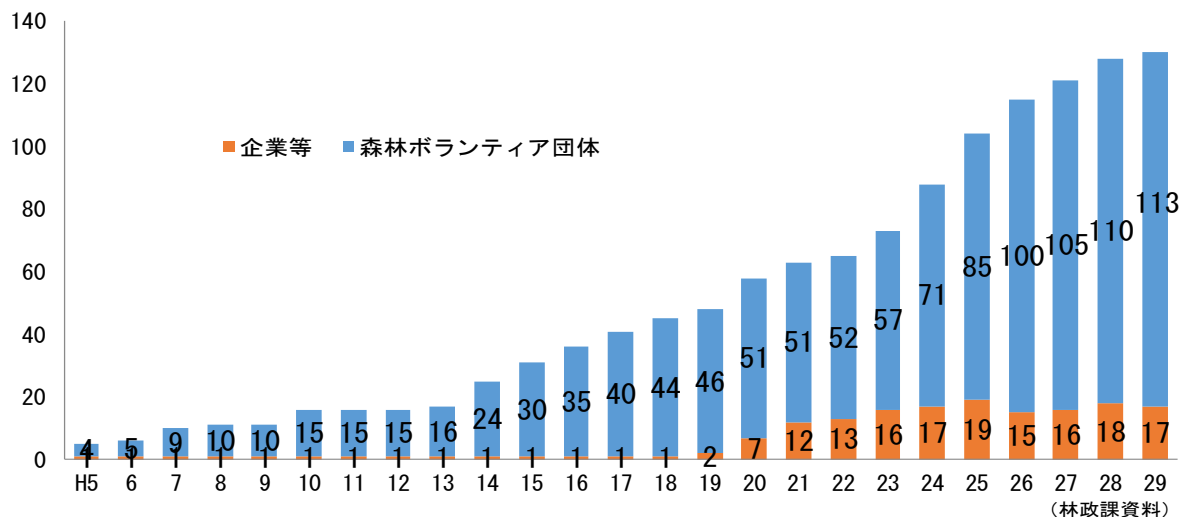
プロセッサ



ハーベスタ

8 森林ボランティアグループ数の推移

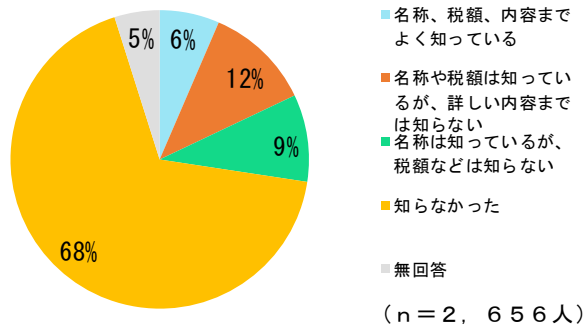
これまで、県民参加の森づくり活動を支援してきた結果、県内各地で森林保全活動に自主的に取り組むグループや企業等が増加している。



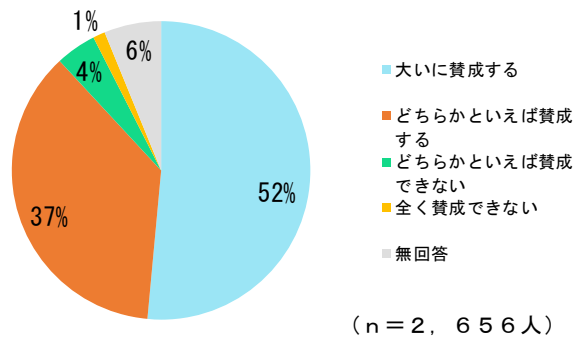
9 おかやま森づくり県民税に関するアンケート結果

県が実施したアンケートの結果、森づくり県民税の認知度は低かったが、森づくり県民税を活用した施策については、「大いに賛成する」と「どちらかといえば賛成する」が全体の約9割を占めた。

■森づくり県民税を知っていたか



■森づくり県民税を活用した施策をどう思うか



資料：県アンケート結果を基に作成

10 平成26（2014）年度からの新たな動きについて

(1) 21おかやま森林・林業ビジョンの改訂

県では、森林・林業分野における施策の展開方向や森林の整備、林業・木材産業の振興等を推進していくための基本指針として、「21おかやま森林・林業ビジョン」を策定し、平成27（2015）年3月に改訂した。

豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化に向けて、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させるため、重点的に取り組む施策を追加した。

平成27(2015)年3月 改訂

改訂ビジョンの基本的方向

3つの『視点』と、4つの『基本方針』

- I 林業生産活動を通じた木材資源の確保
 - 1 収益性の高い林業による山村の振興
 - 2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進
- II 森林とのふれあいを通じた心の豊かさやゆとりの確保
 - 3 県民参加による森づくりの推進
- III 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保
 - 4 快適な森林環境の創出

新戦略

新たな課題への対応

「豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化」

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させるための施策の推進

重点施策

少花粉スギ等への植替えと再生林等による齢級構成の平準化の推進

マーケティング戦略の展開（県産ヒノキ製材品の海外等への販路拡大）

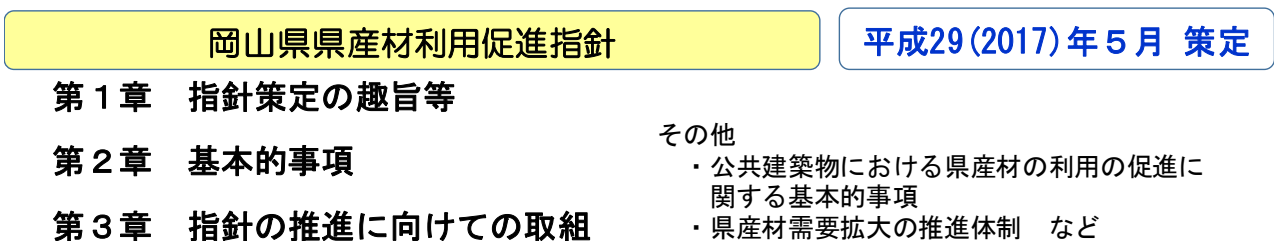
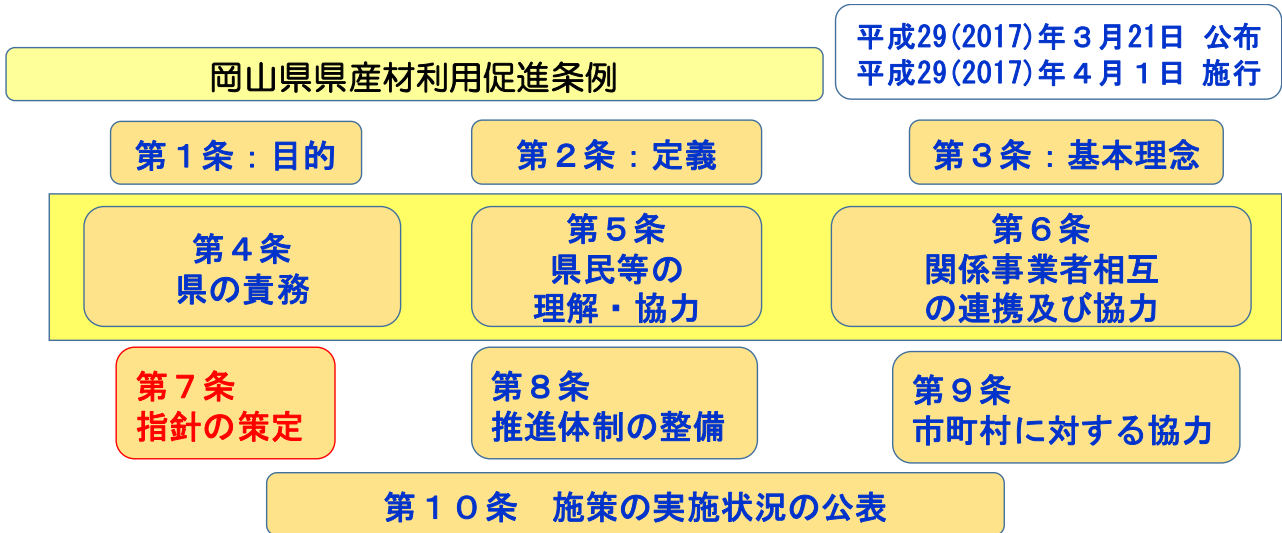
CLT等の新製品・新技術と木質バイオマス発電による新たな木材需要の創出



(2) 岡山県県産材利用促進条例の制定等

県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、健全な森林の育成並びに林業及び木材産業の持続的発展を目的として、岡山県県産材利用促進条例が制定され、平成29(2017)年4月1日に施行された。

県は、この条例に基づき、岡山県県産材利用促進指針を策定し、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進することとしている。



○これからのおかやま森づくり県民税（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで）

第1 おかやま森づくり県民税の必要性

県土の約70%を占める森林は、水源の涵養や県土の保全など、県民の生活に欠くことのできない公益的機能を有しています。しかしながら、本県の森林を守り育ててきた林業は、木材価格の長期低迷などにより経済的に成り立ちにくく、一部のスギ・ヒノキ人工林では、依然として間伐など必要な手入れが行き届かない状況にあります。また、松くい虫やナラ枯れの被害を受けた森林や、生活様式の変化等から利用されずに放置された居住地近くの森林においても、その大切な機能が十分に発揮されない状況にあります。さらに、近年は局地的な集中豪雨の発生傾向が強まっており、地域によってはこれまでにない激甚な災害が発生する可能性があります。

一方、人々の森林に対する意識は、水源の涵養等の公益的機能に加え、木材を生産する機能や地球温暖化防止に貢献する働きなどを重視するようになり、森林の持つ多面的な機能の発揮に対する県民の期待は一層高まっています。

森づくり県民税は、森林の健全性を確保し、より良い姿で未来へと引き継ぐため、こうした森林の恩恵を公平に受けるすべての県民の理解と協力を求め、県民が一体となって本県の森林を支えていく取組を推進することを目的として、平成16（2004）年度に導入されたもので、これを貴重な財源として、国の補助事業等と連携しながら、本県の森林保全に欠かせない各種施策に活用され、成果を上げてきました。

こうした経緯や、森づくり県民税事業のこれまでの成果、本県の森林・林業における現状と課題を踏まえ、今後の森づくり県民税の必要性について次のとおり整理しました。

1 公益的機能を高める森づくり

（1）健全な人工林の整備

これまでの森づくり県民税事業の実施により、施業集約化等が困難な森林において間伐を実施するとともに、国庫補助事業と連携して間伐事業を促進し、公益的機能の早期回復に努めてきました。しかしながら、依然として、一部では表土の流出が見られるなど公益的機能が低下した森林があり、水源涵養機能や土砂の流出防止などの公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急的な間伐等の実施や針広混交林（複層林）への誘導の促進が必要です。

また、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させるためには、伐採・再造林を更に促進する必要があります。あわせて、シカによる林業被害への対策強化や、花粉発生源対策として花粉の飛散低減に向けた伐採や少花粉苗木による植替えを促進する必要があります。

（2）多様な森づくりと快適な森林環境の創出

これまで、松くい虫被害地などの里山林等においては、自然力を活かして広葉樹林等へ再生し、被害の低減や安全で快適な森林環境の確保に努めてきました。

松くい虫被害は年々減少する一方で、近年、ナラ枯れ被害は県北部を中心に拡大傾向にあり、現状の対策では被害地域の拡大が懸念されるため、被害の先端地域等における重点的な対策が必要です。

また、地域住民の安全・安心を確保するため、集落周辺の荒廃里山林の整備等や、地域の課題に対応した取組に対して、引き続き支援していく必要があります。

2 担い手の確保・育成と木材の利用促進

(1) 力強い担い手の確保・育成

若者の林業への就業促進や職場内研修等の取組の結果、県民税創設前と比較して若い担い手の割合が増加しました。

一方で、毎年度20～30名程度の新規就業者が確保されているが、定着が進まない状況にあり、県内の林業事業体の就業者数はここ数年横這いのままです。

森林整備を一層推進するためには、林業就業者の増加が必要であることから、幅広い年代の新たな担い手を確保するとともに、既就業者等の専門技術向上のため、研修環境の充実を図る必要があります。さらに、林業就業者の定着を図るため、不安定な就労条件の改善と労働災害低減のための環境整備に取り組む林業事業体への支援が必要です。

(2) 木材の利用促進

これまで、多くの県民が利用する公共施設等の木造化・木質化等を積極的に推進しました。また、県産ヒノキの販路開拓を支援してきた結果、新たな販路が広がりつつあります。

また、平成29（2017）年4月1日に施行された岡山県県産材利用促進条例に基づき、県では岡山県県産材利用促進指針を策定し、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進することとしており、公共建築物はもとより、住宅など一般建築物へも幅広く県産材の利用促進を図る好機となっています。

今後、林業のサイクルを循環させるためには県産材の需要拡大が重要であることから、住宅や公共建築物等の木造化・木質化等の支援を行うとともに、県内外への新たな販路開拓等を継続していく必要があります。

3 各種情報の提供と森づくり活動の推進

(1) 県民への情報提供

小学校社会科副読本の配付、動画共有サービスを活用したPRなどにより、森林・林業の大切さに重点を置いた広く親しみやすい情報を発信してきました。

県民全体で森林を守り育てるという意識を醸成するため、森づくり県民税の仕組みや使途事業の内容等について、児童・生徒等の理解を促進していくことが重要です。

(2) 森づくり活動の推進

自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等の活動を支援するとともに、みどりの大会の開催や都市と山村との交流活動を促進してきました。

県民・企業等が森づくり活動に新規参画できるよう環境を整備するとともに、みどりの大会等を通じた県民の森づくりに対する意識向上のための一層の取組が必要です。

以上のとおり、引き続き、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、本県の森林保全に関するこうした施策が今後とも必要と考えられ、また、森林の恩恵を受けている全ての県民が一体となった取組として推進していくことが重要であることから、森づくり県民税を令和元（2019）年度以降も貴重な財源として存続させることとしました。

これからの「おかやまの森林・林業」の取り組みむべき課題 ～おかやまの森林を県民全体で支えていくために～

健全な人工林の整備

- 緊急的な間伐等の促進
 - ・ 緊急的な間伐等の促進、針広混交林（複層林）への誘導
- 再造林による持続的な林業の実現と花粉発生源対策
 - ・ 再造林による人工林の若返り化
 - ・ 花粉の飛散の低減に向けた伐採の推進
 - ・ 少花粉スギ苗木等による植替えの促進
 - ・ シカ被害対策の強化



放置された過密な森林



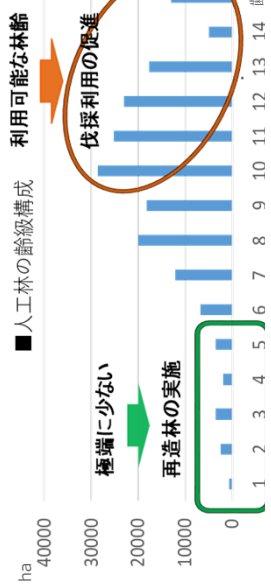
少花粉スギ・ヒノ苗木の生産



林床に下草が生え、機能が満ちつつある森林

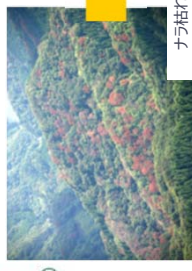


少花粉スギ・ヒノ苗木の植栽等の支援



多様な森づくりと快適な森林環境の創出

- 荒廃した里山林を整備し、安全で快適な森林環境を確保
 - ・ 荒廃した里山林等の健全化 等
- 地域における課題に対応した多様な森づくり
 - ・ ナラ枯れ被害の重点的な対策
 - ・ 地域の森林が抱える課題に対応した取組への支援



ナラ枯れ被害対策



狭い虫被害森林の再生

木材の利用促進

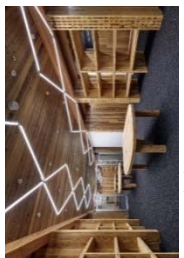
- 公共建築物等への木材利用の促進
 - ・ 中高層建築物、低層非住宅建築物への木材利用促進
- 産産材の需要拡大
 - ・ 木造住宅の普及と、品質・性能に優れた県産乾燥材等の利用促進
 - ・ 県内外への新たな販路を開拓、新たな木材製品の実用化等



公共建築物等への木材利用促進

情報提供と森づくり活動

- 森づくり活動を支える県民意識の更なる醸成
 - ・ 広報、情報発信手段の多様化と充実
 - ・ 児童・生徒等の森林・林業への理解の促進 等
- 森づくり活動の一層の推進、体験学習の促進
 - ・ 県民・企業等が森づくり活動に新規参画できる環境整備
 - ・ みどりの大会の開催などを通じた県民の緑化に対する意識の向上



森づくり活動への参加促進



担い手を確保・育成するための現場研修



企業等の森づくり活動の促進

第2 使途事業の方向性

1 使途の考え方

これまでの事業の成果や現状に鑑み、今後とも次の3つの柱に従いながら、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のため、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととしました。また、その使途については、施策の必要性及び緊急性並びに森林環境譲与税を取り巻く国、市町村の動向等を十分勘案して決定します。

【使途の考え方】※新規・拡充施策

I 水源の涵養、^{かん}県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 緊急的な間伐等や針広混交林（複層林）への誘導の促進により、健全な人工林の整備を推進する。
- 持続的な林業の実現のため、伐採・再造林による人工林の若返り化を図り、併せてシカ被害対策及び花粉発生源対策に取り組む。
- ナラ枯れ被害の先端地等の森林において、被害木の重点的な駆除等を実施する。

II 森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進

- 若者等の新たな担い手の確保と、育成のための研修環境を充実させるとともに、就労条件の改善と労働災害低減のための環境整備を支援する。
- 公共建築物等や木造住宅における県産乾燥材・CLT等の利用を促進するとともに、ヒノキ製材品等の県内外への販路開拓等を支援し、県産材の需要拡大を図る。

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 森づくり活動を支える県民意識の更なる醸成のため、児童・生徒等の森林・林業への理解を深める取組を重点的に実施する。
- ボランティア団体や企業による森づくり活動を支援するとともに、各種行事を通じた県民の緑化意識醸成のための取組を行う。

2 施策毎の推進方向・具体的施策

(1) 水源の涵養、^{かん}県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

① 健全な人工林の整備

ア 緊急的な間伐等の促進

国の造林補助事業の採択基準では、搬出間伐を主体に、一定規模以上への施業集約化が必須となっていますが、一部では、地形等の条件により集約化が困難で、間伐が進みにくい森林が存在します。このため、施業集約化等が困難で国庫補助

の対象とならない間伐等への支援を緊急的に行うとともに、作業道の開設や補修、スギ間伐材搬出への支援、造林補助事業で行う切捨間伐への対応を引き続き行います。

また、森林の健全性を確保していくため、造林補助事業の更新伐等を活用し、スギ・ヒノキ人工林を自然林に近い針広混交林（複層林）へ誘導します。

イ 再造林による持続的な林業の実現と花粉発生源対策

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、持続的な林業を実現するため、林業生産に適した人工林では環境に配慮した小面積皆伐等を促進し、再造林による人工林の若返り化を図り、本県の森林資源を均等な年齢構成へと誘導します。なお、シカの生息密度の高い地域では、再造林地における苗木の食害が課題であるため、捕獲を含めたシカの生息密度低減のための対策を強化します。

また、花粉発生源対策として、造林補助事業等と連携し、花粉の飛散低減に向けた伐採を促進するとともに、引き続き少花粉苗木による植替え等の支援を行います。

② 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

ア 荒廃した里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保

薄暗く荒廃した居住地周辺の里山林等においては、引き続き、松くい虫被害木や不用木の除去等により、自然力を活かした里山林等の再生を促進するほか、有害鳥獣対策として緩衝帯の整備を行います。また、学校等公共施設や集落周辺などの重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性を調査することで、住民の安全・安心の確保に努めます。

イ 地域における課題に対応した多様な森づくり

県北部を中心に拡大傾向にあるナラ枯れ被害の重点的な対策として、ナラ枯れ被害の先端地や良好な景観・自然を有する森林において、被害木の駆除等を促進し、健全な天然林へ誘導します。

また、松くい虫対策など、市町村等からの提案による、地域の実情や課題に対応した森づくりを引き続き支援します。

(2) 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

① 力強い担い手の確保・育成

ア 新たな担い手の確保と育成強化

若者や他産業からの転職者など幅広い人材確保のため、Iターン等就業希望者への雇用情報の提供、高校生等を対象としたインターンシップの実施及び各種広報媒体を通じた就業促進に向けた情報発信等を行います。

また、新規就業者の育成・定着を図るため、就業に必要な基本的知識・技術習得のための職場内研修等の支援を対象年齢を拡充して行うほか、引き続き、現場技術者を対象とした研修環境の充実を図り、専門的な知識と高い技術力を備えた人材を育成していきます。

イ 地域林業の中核を担う林業事業者への支援

林業労働者の雇用は、林業作業の季節性や事業者の経営基盤のぜい弱性等により、必ずしも安定していないことが多い状況です。このため、林業事業者が行う雇用条件の改善に向けた取組や、現場技術者が働きやすい環境整備等に対して、重点的・総合的に支援します。

また、労働災害の低減を図り、安全で魅力ある林業となるよう、安全作業に必要な装備・器材の導入や作業現場への巡回指導を引き続き支援します。

② 木材の利用促進

ア 公共建築物等への木材利用の促進

広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物を始め展示効果の高い民間の建築物に対し、県産乾燥材やCLT等を利用した木造化・木質化、木製品の導入及び設計等の支援を行い、中高層建築物や低層非住宅建築物への木材利用を促進します。

イ 県産材の需要拡大

適切な林業生産活動を通じて森林の整備を推進するためには木材の需要拡大が必要であることから、木材需要の大半を占める住宅建築において、森林認証材を使用した木造住宅への支援を行うとともに、品質・性能に優れた県産乾燥材やCLT等の利用を促進します。

これまでの取組により中国・韓国等において新たな販路が拡大しつつあることから、県産材の新たな販路を引き続き開拓するため、高品質な県産ヒノキ製材品等を中国・韓国等の海外を含めた県内外へPRするとともに、国際的な木材取引において標準となりつつある森林認証材の普及や、エンドユーザーや都市住民を対象とした県産材の利用促進のための普及啓発活動等を支援します。

また、県内の企業や大学等が行う木質バイオマスの新たなマテリアル利用に向けた取組を継続して支援するとともに、新たな木材製品の実用化等を支援します。

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

① 県民への情報提供等

県民全体で岡山の森林を守り育てるという意識を更に醸成し、森づくり県民税及び事業を県民に認知・理解していただくため、引き続き森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開や、多様な広報・情報発信手段の活用、県民税事業実施者からの情報発信等を行うとともに、児童・生徒等が身近に木と触れあえる空間を創出するなど、森林・林業の役割、木材の良さ及び木材利用の意義等を普及します。

② 県民参加による森づくり活動の推進

ア 県民参加による森づくり活動の一層の推進

森づくり活動の一層の促進を図るためには、県民・企業等が森づくり活動に新規参加できる環境の整備が必要であることから、「おかやま森づくりサポートセンター」を核として、森づくりに関する情報の提供や相談窓口の開設、企業等による森づくり活動の支援等を行います。

イ 森林・自然を活用した体験学習の促進

森林・自然を活用した体験学習を促進するため、みどりの少年隊及び関係者による交流大会の開催を支援してきたところであり、今後も「みどりの大会」や県内で開催される各種行事・イベント等を通じて県民の緑化意識の醸成を図ります。

また、児童・生徒等による森林・林業現場の見学や体験活動等を促進するとともに、森林・林業関係団体等が企画・実施する都市と山村との交流活動を引き続き支援します。

3 森林環境譲与税と新たな森林管理システムについて

(1) 森林環境税と森林環境譲与税の創設

「平成30年度与党税制改正大綱」（以下「税制改正大綱」という。）において、次の内容が明記されました。

- ・ 自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度（新たな森林管理システム）が創設され、森林関係法令の見直しを行い、平成31（2019）年4月から施行予定
- ・ 森林関連法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を平成31（2019）年度税制改正において創設
- ・ 森林環境税（仮称）については、平成36（2024）年度から課税。一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があるため、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成31（2019）年度から行う。

(2) 森林環境譲与税の使途

税制改正大綱の税創設の経緯を踏まえ、新たな森林管理システムにおいて、森林整備等に必要な財源に充当することはもとより、税制改正大綱では、次のとおり示されています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用○ 都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用 |
|--|

(3) 新たな森林管理システム（森林経営管理法）

平成30（2018）年5月に国会において可決・成立し、平成31（2019）年4月に施行された森林経営管理法では、森林所有者の責務として、森林の経営管理を行わなければならないことが明確化されました。

森林の経営管理の仕組みとしては、市町村は、森林所有者に経営管理の意向調査を行い、森林所有者が自らが経営管理を実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託することを基本としています。なお、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理することとされています。

○森林環境税の課税は令和6(2024)年度から

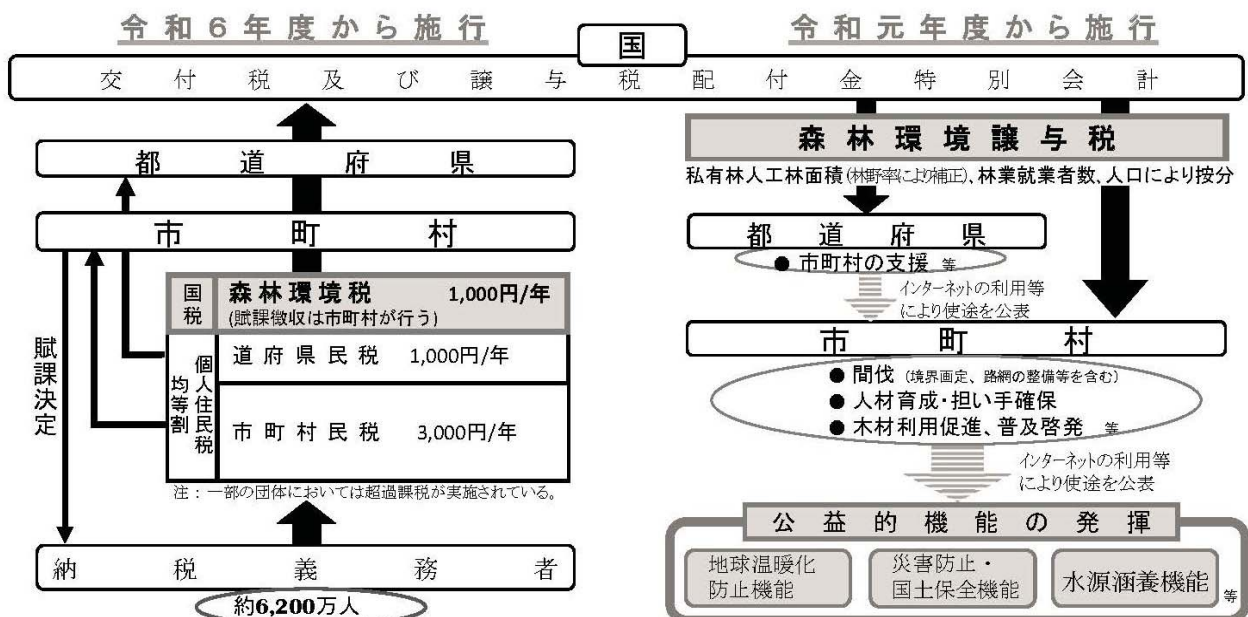
○令和元(2019)年度から先行して一部が譲与される森林環境譲与税の用途は、市町村が行う新たな森林経営管理制度の実施を踏まえた森林整備等に必要な費用に充てられる。

	市町村	県
森林環境譲与税	<p>●新たな森林経営管理制度への取組</p> <p>(人工林の森林管理)</p> <p>森林所有者への意向調査と経営管理区分</p> <p>【経営可能】意欲と能力のある林業経営者へ再委託</p> <p>【経営不可】市町村森林経営管理事業の実施</p> <p>※仕組みづくり等が概ね完了後、木材利用、里山対策等</p>	<p>●市町村の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな森林経営管理制度の実施に向けた森林資源データの整備 ・市町村職員等の人材育成 ・幅広い人材バンクの整備と運用 ・効率的な森林管理方法の提案 等

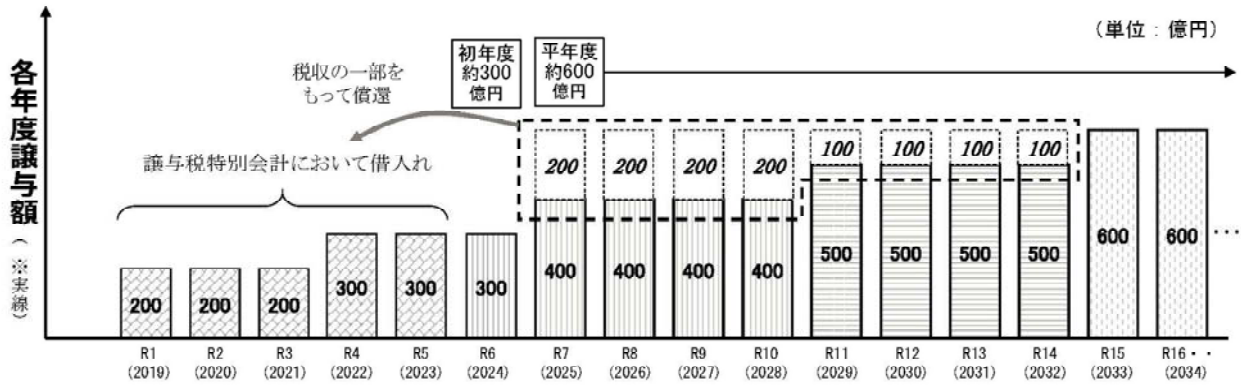
森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

【制度設計イメージ】



森林環境譲与税の各年度の譲与額と市町村及び県に対する譲与割合及び基準



市町村・都道府県の割合	80 : 20						85 : 15				88 : 12				90 : 10
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
全国	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540
都道府県分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
岡山	3.1	3.1	3.1	4.7	4.7	4.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.6	6.6	6.6	6.6	10.6
県分	0.8	0.8	0.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

市町村分

- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
- 20% : 林業就業者数
- 30% : 人口

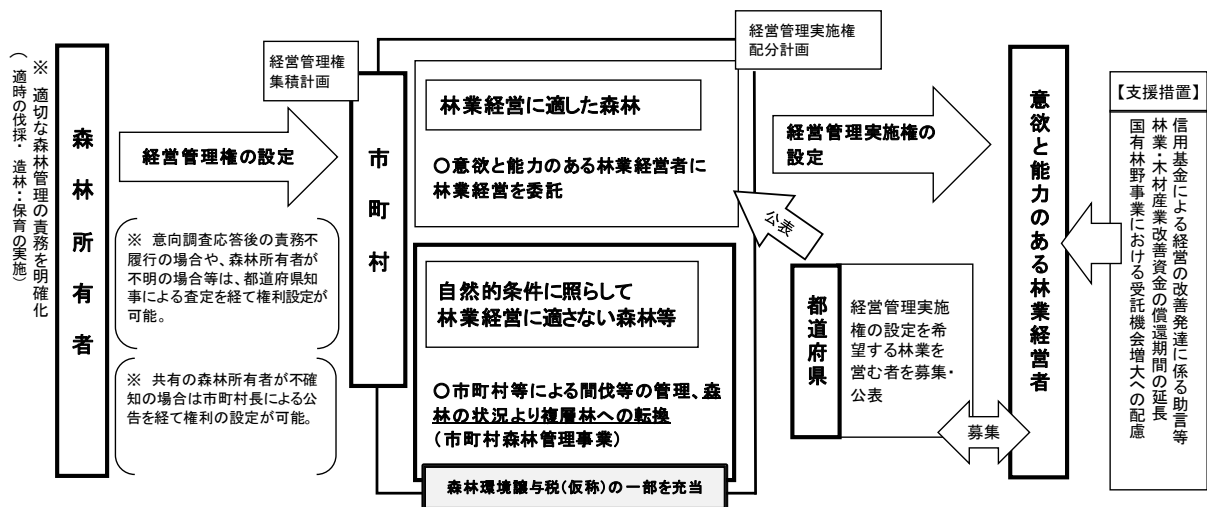
都道府県分 ——— 市町村と同じ基準

新たな森林管理システム「森林経営管理法」の概要

「森林経営管理法は平成31(2019)年4月施行」

【新たな森林管理の仕組み】

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化する。
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。



(4) 使途の整理

森林環境税は令和6（2024）年度から課税されるため、次の5年間（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで）は森づくり県民税との負担の重複はありません。なお、令和元（2019）年度から先行して森林環境譲与税が譲与されることから、森づくり県民税との使途の重複が懸念されます。

今後、市町村においては、この森林環境譲与税を活用した新たな森林管理システムの体制整備に相当時間を要することや、昨年度に県において、森林環境譲与税を活用する市町村と十分な協議・説明を行ったことから、次の5年間は、基本的には森づくり県民税との重複は避けられると考えています。

【昨年度に市町村へ説明した内容】

○ 森林環境譲与税（仮称）・新たな森林管理システム（森林経営管理法）

- ・ 森林環境税（仮称）は平成36（2024）年度から課税され、平成31（2019）年度から先行して一部が譲与される森林環境譲与税（仮称）の使途は、新たな森林管理システム（森林経営管理法）の実施（県にあっては、市町村等への支援）に優先的に充当することとする。

○ おかやま森づくり県民税の使途事業の方向性（案）

- ・ 従来 of 3つの柱を継続することとする。
- ・ 森林環境譲与税（仮称）の使途は、市町村が行う新たな森林管理システムの実施を踏まえた森林整備等に必要な費用に充てることとされ、県民税の使途は広域的な取組の支援を主体とするなど、県と市町村との役割分担を行い、使途の重複は行わないこととする。
- ・ 国庫補助事業と連携した事業を従前どおり実施し、事業効果を高めることとする。
（県負担額や上乗せ補助（嵩上げ）制度への充当など）
- ・ 新たな課題やニーズに適切に対応することとする。

I 水源かん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- ・ 新たな森林管理システム（森林経営管理法）の意向調査対象森林等は、県民税の間伐等事業の対象としないこととする。
- ・ 森林病虫害防除（松くい虫、ナラ枯れ）対策は、広域的かつ緊急性の高い取組であるため、引き続き県民税事業で行うこととする。

II 森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材利用の促進

- ・ 担い手の確保・育成対策では、広域的な取組の支援対策を主体とし、市町村における森林環境譲与税（仮称）を活用した取組との重複支援は行わないこととする。
- ・ 木材利用の促進対策では、市町村における森林環境譲与税（仮称）を活用した取組との重複支援は行わないこととする。

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- ・ 広域的な取組の支援対策を主体とし、市町村における森林環境譲与税（仮称）を活用した取組との重複支援は行わないこととする。

なお、市町村の主体的な取組として実施してきた「市町村提案型森づくり事業」については、これまでどおり一定の枠を確保するとともに、市町村へ直接補助している森林病虫害防除関連事業と統合する。

また、市町村が森林環境譲与税（仮称）を活用して県民税事業に上乗せ補助を行った場合は、県民税事業の対象としないこととする。

第3 税制度のあり方

1 課税方式

森づくり県民税は、森林の恩恵を享受しているすべての県民と事業者理解と協力を求め、本県の森林を県民全体で支えていくことを本旨とするものです。

本県の採用する県民税均等割超過課税方式は、県内の個人、法人に薄く広く負担を求める点で目的に沿っています。

また、導入以来、適切に賦課徴収が行われ、納付、納入についての問題も生じておらず、本県の課税制度として定着しています。

これらのことから、全国的にもほとんどの府県において本県と同じ課税方式が採用されていること等を踏まえれば、現在の課税方式が適当であるといえるとされました。

2 税率

森づくり県民税は、「第2 使途事業の方向性」で示した、①水源の涵養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に沿って実施する各種事業の財源となるものであり、これらの事業には引き続き多額の費用を要します。

一方、県民税均等割の税収は景気動向に左右されにくいことから、現在の税率を維持すれば、これまでと同程度の事業の実施が可能であり、また、今後新規拡充する事業の財源についても、今の税収の中で対応することは十分可能であると考えられます。

本県の税率が全国的にみても標準的なものであって、今以上の負担を求める必要は特になく、現在の税率が適当であるとされました。

なお、平成31（2019）年4月に森林環境譲与税が創設されましたが、森づくり県民税を財源とする事業には譲与税を充当しないこととしており、現時点では、森づくり県民税の税率を維持することが適当であるといえるとされました。

3 課税期間

森づくり県民税は、森林保全のための特別な負担を求めるものであり、その課税期間は限定することが適当ですが、森林保全を目的とする本税の導入効果を検証するためには、複数年にわたる使途事業の実績を踏まえる必要があると考えられます。

導入から15年目を迎え、制度自体は定着していることから、課税期間を変更する必要はなく、5年間（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで）とすることが適当であるとされました。

なお、森林環境税の課税が始まる令和6（2024）年度以降の森づくり県民税のあり方については、今回の課税期間が終了する令和5（2023）年度までに、各種事業の実施状況や譲与税の使途の状況、他府県の独自課税の動向等を踏まえた検討を行うことが適当であるといえるとされました。

第4 基金のあり方

森づくり県民税は、本来は用途が限定されない普通税ですが、森林を保全するという政策目的に要する財源として導入した税制であることから、その税収が森林の保全に要する費用に限定して充てられていることを明らかにする必要があり、導入当初から、「おかやま森づくり県民基金」に税収を一旦積み立てた上で、必要な事業に要する費用に充当することにより用途を限定してきました。

こうした税制の性格を踏まえれば、今後においても税収の用途を限定するための仕組みが必要となることから、引き続き、「おかやま森づくり県民基金」を活用した制度運用を図っていきます。

